

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年3月6日(水) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 下深迫 孝二 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口 剛 君	総務課長	塩川 剛 君
総務管理G長	有満 孝二 君		
企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
行政改革推進課長	越口 哲也 君	共生協働推進課長	久保 隆義 君
土木課長	馬場 義光 君	横川産業建設課長	原田 修 君
霧島産業建設課長	寺田 浩二 君	おじゃんせ霧島移住定住推進室長	池之平 信明 君
企画政策G長	西田 正志 君	行政改革推進G長	砂田 良一 君
道路整備第2G長	別當 正浩 君	移住定住推進室主査	西溜 和幸 君
企画政策G主任主事	柳田 謙一郎 君	行政改革推進G主任主事	森 伸太郎 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第1号 霧島市部設置条例の一部改正について

議案第9号 霧島市暴力団排除条例の制定について

議案第10号 霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について

議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について(国分上之段地区)

議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について(霧島永水地区)

議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について(横川山ヶ野地区)

陳情第17号 陳情書(川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について)【継続分】

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

○委員長(常盤信一君)

ただいまから、総務常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で、当委員会に付託されました議案6件、及び継続審査となっておりました陳情1件についての審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。それでは、議案第 23 号から議案第 25 号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、現地調査を行います。すぐ出発しますので、すみやかに正面玄関前にお集まりください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9 時 0 2 分」

「再開 午後 1 時 1 0 分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の現地調査は大変御苦労様でした。これより室内審査に入ります。

**△ 議案第 23 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について から
議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について まで一括**

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第 23 号から 25 号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、一括して審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

それでは、議案第 23 号、24 号及び 25 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、一括して御説明申し上げます。今回の 3 議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、議案第 23 号におきましては国分上之段地区の、議案第 24 号におきましては霧島永水地区の、議案第 25 号におきましては横川山ヶ野地区の住民の利便性の向上と地域の活性化をそれぞれ図ろうとするものであり、その根拠となる「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めることについて、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、企画政策課長が御説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

議案第 23 号、24 号及び 25 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、一括して御説明申し上げます。この 3 件の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）」に基づき、国分上之段、上之段辺地、霧島永水、永水辺地と横川町上ノ、山ヶ野辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものでございます。「辺地」の定義は、同法第 2 条に規定してあり、所定の要件を満たせば公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を議会の議決を経て定めることができ、辺地対策事業債の起債が可能となり、辺地対策事業債は、元利償還金の 80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債でございます。次に、計画の内容について、簡潔に御説明申し上げます。議案第 23 号の「別紙」総合整備計画書をご覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載しているとおりでありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。国分上之段、上之段地区内の 1 路線の市道整備を計画いたしております。計画期間は 5 年間となっております。平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、市道上之段～塚脇線の改良工事を行う計画で、延長 1,030m、幅員 5 m、事業費 1 億 600 万円でございます。次に、議案第 24 号の「別紙」総合整備計画書をご覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載しているとおりでありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。霧島永水、永水地区内の 2 路線の市道整備を計画いたしております。

計画期間は5年間となっております。1つ目の路線は、平成25年度から平成26年度及び平成28年度から平成29年度にかけて、市道木原～年之神線の改良工事を行う計画で、延長220m、幅員5m、事業費5,000万円でございます。2つ目の路線は、平成25年度から平成27年度にかけて、市道年之神～道ヶ迫線の改良工事を行う計画で、延長110m、幅員5m、事業費2,400万円でございます。次に、議案第25号の「別紙」総合整備計画書を御覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載しているとおりでありますので、説明は省略させていただきます。3. 公共的施設の整備計画をご覧ください。横川町上ノ、山ヶ野地区内の2路線の市道整備を計画いたしております。計画期間は5年間となっております。1つ目の路線は、平成25年度から平成26年度にかけて、市道山内田線の改良工事を行う計画で、延長160m、幅員5m、事業費2,900万円でございます。2つ目の路線は、平成26年度から平成29年度にかけて、市道横川～山ヶ野線の改良工事を行う計画で、延長700m、幅員5m、事業費1億5,500万円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、三つの地域の事業計画を出されていらっしゃるわけですが、山ヶ野地域のこちらのほうは、説明の中ではこれまで過疎債を使ってやってきた事業等があったと。今回、辺地債に変えられたその理由、そしてその辺地債と過疎債の違いをお示しくありませんか。

○企画部長（川村直人君）

横川地区につきましては、過疎地域でもあり、また辺地の地域もございます。その違いといいますのは、交付税措置が元利償還金についてあるわけですが、過疎と辺地を比べれば、過疎のほうが70%の交付税措置。それから辺地のほうは80%の交付措置がなされますので、有利なほうは辺地のほうが有利でございます。ですから、できるだけ、辺地と過疎とどちらでもできるという場合は、辺地でしたほうが財政措置上は有利でございますので、辺地のほうで対応ができるものにつきましては辺地で対応をします。ただ、辺地のほうも、やはり全体的な枠というのもございますので、その枠の中でしていくということで、今回の分につきましては辺地のほうでお願いしたいということでございます。

○委員（久保史郎君）

同じく山ヶ野地区の、今日説明をしていただきましたあの学校跡地の下の分は、分かったのですが、そのほかの部分がございますよね。そのほかの部分で延長700mの部分、こちら辺がどういう事業で幅員を5m確保されていられる計画なのか。というのは、片側がほとんど山になっておりまして、その山林を取得されて、そして幅員をとっていかれる予定なのか。その説明をお願いできますか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

横川山ヶ野線の、おそらく安良神社からの山ヶ野寄りの部分の700mの計画だと思うのですが、その下の道路につきましては7m50cmで、2車線で上がってきているんですけども、今後そういう交通量に対応して、1.5車線ということで5mを必要最小限に確保したいということでございます。といいますのは、大きな消防車等もなかなかで、今、消防車の大きさが保有ベースで2m25cmぐらいあるということでございますので、安全に離合ができるのは必用最小限5m必要だということでございます。

○委員（久保史郎君）

お聴きしたいのは、その700mの部分については山手の部分を用地取得をされて拡幅をされるのか、それとも現状のまま、その5m分の拡幅の用地があるのかということです。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

現状の道路幅員については5mございませんので、山林のほうをカットさせていただいて、取得し

て、整備していきたいと考えております。

○委員（久保史郎君）

通常、山手のほうの拡幅等については、山林等の所有者等の印鑑が要るわけですね。どっちみち購入されるにしても、自主的に協力を出していただくにしてもですね。そこら辺の拡幅に当たっては、山林の所有者等からも道路拡幅の要望等が出ているのかどうか。実は溝辺地区で、隼人町の鳥ヶ池線というのがあるんですよ、嘉例川から上がる。ここは、山林の所有者等が全部、土地の無償をする、出すからということで、地域の公民館長さんたちが印鑑をつけて、そして溝辺町との道路拡幅を一体にした経緯があるんですよ。ですから、そこら辺の経緯はどうなっているのか、あくまでも市のほうが取得をされて、買取取得をされて拡幅されるのかどうか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

市道改良におきましては、あくまでも市が取得をして改良していくと、そういう方針でございます。

○委員（久保史郎君）

もう一点だけです。それぞれが大体 25 年度から 26 年度、この短いところですね。今日見させていただいて必要であろうということを認識したわけですが、この工事の期間ですね。非常にこう、距離が短い割には長い工期をとってあるように思うんですけども、これはもうちょっと短縮をして、早目に済ませるということはできないんですか。

○企画部長（川村直人君）

この路線だけであればそうなるわけですが、今回も 3 地区の路線を出しておりますので、それぞれの地区も緊急性などを考慮いたしまして、今、委員御指摘のとおり、危険性が高いとか、そういうものについては短期的にやる場合もございますけれども、市全域のそしてまた今回、新規の分でございますけれども、現在進行形の辺地の事業もございますので、その辺りも調整しながら事業費の配分というのはいたしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

この山ヶ野線なんですけれども、以前は地域からこの道路拡幅の要望書が上がってきて、そして現地を見に行った経緯があるんですよ。建設委員会で私も行った記憶があります。そのときの説明で、安良神社から山ヶ野のほうへ向かって、左側の田んぼの中を農道が走っていますよね。あの農道の整備も県のほうで進めるというような計画もあるということで、同じ地域を距離があるにしても、二つの道路を整備するような話があって、効率良くどこからどこまではどっちが整備をすべきなのか、調整をとりながらすべきではないかというような、あのときの議論もあったと思うんですけど、その辺はどのような経緯になっていますか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

県営の中山間事業で、農道の整備をした経緯がございます。これにつきましては、あくまでも農道ということで位置付けをさせてもらっております。それから横川山ヶ野線沿いには、農道に入るにはその手前で右折をして農道に入っていくということでございますが、あの沿線にまだ人家もございますので、特にあの辺は狭小な道路でございますので、やっぱり安心安全面を考えると、一体的に横川山ヶ野線ということで整備させていただきたいと、このように考えております。

○委員（植山利博君）

それと、今日通ったあの道路の全延長。700m がすべてじゃないと思うんですよ。ですから、安良の 2 車線のところから急に狭くなっていますよね。幅員が 2 m 前後の狭隘な部分が何キロぐらい続いていて、その部分の今回の計画が 700m なのか。ちょっとお示しをいただけますか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

改良が終わっているところから 2,900m ほどございます。今回、平成 29 年の 5 か年の計画の中では、そのうちの 700m を改修していただく予定でございますけれども。さらに、こういう辺地が続くなら

ば、平成 39 年までにすべてを改良させていただきたいと、このように膨大な長い計画でございます。

○委員（植山利博君）

先ほど、用地の話が出ましたけれども、この事業費は用地取得費も入っているんですか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

この中には、財産購入費、それから補償費を含めた設計単価でございます。あくまでも見込みでございますまして、概算の額でございますので、そこは御了承いただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

全線 2,900m ということですが、39 年度を目途にという全体計画であるようですが、全体計画のその事業費という積み上げは、もちろん概算でしょうけれども、どれくらい見込んでいますか。

○道路整備第 2 G 長（別當正浩君）

今回の横川山ヶ野線の計画では、1 億 8,400 万円というの出ているのですが、あとこの事業費でいくとすれば 4 億から 6 億の間での推移になるのではないかというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

この辺地債の考え方、基本的なものをちょっとお伺いしたいのですけれども。先ほど、80%の交付税措置がなされると。事業費の 80%が基準財政需要額の、交付税措置の対象となると。需要額に算入されるということですが、80%が基準額に算定されるわけですが、そのうち、実際に交付税として返ってくるのはどれくらいになるものですか。

○企画部長（川村直人君）

先ほど答えましたのは、交付税されるのが 80%ということ。おそらく充当率のことだと思うんですが、充当率は 100%です。ですから、厳密に言うと、辺地対策の対象にならないのを除けば 100%対象になって、そのうちの 80%の元利償還金が交付税措置さるということ。す。

○委員（久保史郎君）

上之段もほかのところもそうなんですけれども、例えば、上之段の今日の説明のところで、非常にカーブで見通しが悪くて、そこら辺のカーブ部分を少しでも修正して危険性を排除するというような説明があったんですけれども、いただいた議案書の中では、それぞれが法面や路肩が崩れ、災害が発生しやすいため、防災上の観点からも適切な対応が望まれているという説明になっているわけですよ。ということは、そこら辺も含めて、今入っている予算では違うんでしょうけれども、そういう工事もしていかれるという捉え方でよろしいのですか。ただ、それとも、今回のこの工事をするために、こういう文章的なものも必要であるという捉え方でよろしいのですか。

○道路整備第 2 G 長（別當正浩君）

今、委員からの御指摘もございましたとおり、視距改良というのを目的にはしているのですが、当然、見ていただければ分かるように、急な崖が 3 路線とも多く際立っております。ですので、防災上の観点を説明の中では出したんですが、その二つのメインで、事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、そのように御理解いただければいいかと思っております。

○委員（久保史郎君）

ということは、今回のこの、大体それぞれは 5 m だったと思うんですけれども、5 m の幅員のそれとは関係なく、そういう危険箇所が出てきた場合には、また新たなそういう予算措置をして、そういう工事等も掛かるという認識でよろしいんですか。この中には入っていないのでしょうか、そういう法面、入っているのですか。

○道路整備第 2 G 長（別當正浩君）

上之段地区におきましては、視距改良という形で、必ず法面を工事しないといけませんので、そういう防災上も入ってくると。先ほどの横川山ヶ野線にしても、残りの路線にしても、道路を広げるときには必ず斜面を切らないといけないので、その防災上の処置も同様に施すと。それも入っているというふうに解釈していただければ結構です。

○委員長（常盤信一君）

ほかありませんか。

○委員（仮屋国治君）

24号ですけども、木原。220m区間のB P点から集落の入り口までの計画というのはあるのかなのか、教えていただけませんか。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

木原の集落までの所なんですけど、現在、B PからE Pへの間の所が狭いと歩いて認識しております、それから集落にかけましては車の離合もできると、5m確保されているというふうに認識しておりますので、そちらのほうはもう改良済みだというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

ということは、木原地区においては、もうこれで完了だという理解でよろしいですか。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

今の認識で、間違いはないかと思えます。

○委員（植山利博君）

永水木原のところなんですけれども、今、仮屋委員からも話が出たとおり、木原から川原の間も、もう整備予定はないと。もう整備済みだという理解でいいんですか。

○道路整備第2 G長（別當正浩君）

以前、こちら事業を用いて、道路整備をしたところでもあります。ただ、将来的に、また交通量等が、人口の関係で必要になってくることが出てくるのかもしれませんが、現段階ではする予定には入っておりません。

○委員（植山利博君）

今回の、辺地に係る公共施設の総合整備計画についてという、このタイトルから見てですね、総合整備計画なのかなという気がするわけです。個別具体的な路線の、限られた路線の拡幅だったり改修だったりという計画が出てきているわけなんですけれども。このタイトルから見れば、その地域全体の道路網の整備というような位置付けがあるのかなという気がするわけですけれども、この総合整備計画というのは、個別具体的な道路整備であるという理解でいいんですか。

○企画部長（川村直人君）

提案をいたしておりますこの計画書ですが、普通は計画といえ、それぞれの地域で一体的な道路網の整備であったりしますけれども、辺地の場合は、この法律に従って定める要件というのが指定されておりますので、もう必要な要件だけを議会の議決を受ければよいというふうになっております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第23号から議案第25号までについての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時34分」

「再開 午後1時36分」

△ 議案第10号 霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第10号、霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

議案第 10 号、霧島市移駐山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。平成 22 年 4 月に施行いたしました霧島市定住移住促進に関する条例が平成 25 年 3 月末で効力を失います。この制度を活用して、これまでに本市に移住定住された方が 422 名となっており、地域の活性化に大いに寄与しているものと考えているところでございます。本市では、これまでの移住実績や、議会をはじめ地域審議会や地区自治公民館長の会議等での御意見などを参考にさせていただきながら、新たな移住定住促進制度について庁内での検討を重ねてきた結果、今回の本議案提案の運びとなった次第でございます。詳細につきましては共生協働推進課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例について、御説明申し上げます。まず、現行の移住定住促進補助金制度につきましては、これまで、議会における一般質問や地域審議会、地区自治公民館長の会議等や移住者から、「中山間地域の活性化につながる制度であり、今後も続けてほしい」、「市外からの転入者だけでなく、人口の増加している国分・隼人地区の市街地からの転居者も対象に加えてほしい」、「この制度があったから、移住を決意した」などの様々な御意見が寄せられております。このようなことから、現行の「霧島市移住定住促進に関する条例」の見直しを行い、「霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例」として御提案しているものでございます。現行制度の見直しに伴う本条例に基づく新たな補助制度の主な改正点は、次の 4 点でございます。1 点目は、市外からの転入者に加え、国分、隼人地区の市街地からの転居者も対象としております。2 点目は、補助対象者の年齢要件を転入日において 65 才未満としていたものを補助金申請日において 60 歳未満に引き下げております。3 点目は、補助金限度額を 200 万円から 100 万円に引き下げております。4 点目は、中学生以下に交付する扶養補助金の対象者は、住宅の新築・購入者に限定しておりましたが、住宅を増改築しての移住定住者も加えております。それでは、条例案の内容について、御説明申し上げます。まず、条例の名称でございますが、新たな条例は、補助対象者として市外からの転入者に国分・隼人地区の市街地からの転居者も新たに加えることにより、これまで以上に中山間地域の活性化を図ることとしております。このことを明確に表すため、条例名に「中山間地域活性化のための」という文言を加えております。本条例は、10 の条文によって構成されております。条文につきまして御説明申し上げます。第 1 条は「目的」を定めております。本条例の目的は、本市の中山間地域に本市以外の市区町村からの転入及び本市の国分、隼人地区の市街地から転居により移住定住しようとする者に対し、移住定住を促進するために必要な助成措置を講じ、本市の均衡ある発展を図り、活力に満ちた地域づくりを推進しようとするものでございます。第 2 条は、「用語の定義」を定めております。第 3 条は「補助対象者」を定めております。第 1 号で移住定住促進補助金の交付を受けることができる転入日が基準日（平成 25 年 4 月 1 日）以後の転入定住者又は再転入者の世帯責任者の要件について、アからカまでの 6 項目列記してしております。ウでは、補助対象者を現行条例の転入日において 65 歳未満の者から補助金申請日において 60 歳未満の者に変更しました。これは、限られた予算の中で、できるだけ多くの若い世帯に補助金を交付しようとするものでございます。また、エでは、現行条例の居住地の自治会に加入した者から自治会活動及び地区自治公民館活動に参加する者を追記しました。また、オでは、2 地域居住を防止するため、配偶者がいる場合は配偶者も一緒に移住定住することを要件としました。第 2 号では、移住定住促進補助金の交付を受けることができる転居日が基準日（平成 25 年 4 月 1 日）以後の転居定住者の世帯責任者についての要件を、第 1 号のアからカまでに加え、基準日の前日まで連続して 3 年以上（平成 22 年 3 月 31 日以前から）本市の市街地に居住していた者であることを明記してしております。第 4 条は「特例の補助対象者」を定めております。転入日が基準日（平成 25 年 4 月 1 日）より前であっても、第 3 条第 1 号のウからカまでの要件を満たし、転入した日から 1 年以内で、かつ、基準日以後に本市の中山間地域に住宅を新築又は購入した者は補助対象者としております。第 5 条は「補助金の種類及び額等」を定めております。具体的には、別表で補助金の種類を住宅取得補助金、住宅増改築補助金及び扶養補助金の 3 種類に区分し、それぞれ、補

助金交付要件、補助金額、補助限度額を示しております。第6条は「補助金の申請」を定めております。具体的な補助金の申請については、霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例施行規則第4条「補助金の申請」に委任しております。第7条は「補助金の重複支給の制限」を定めております。同一の住宅については、住宅取得補助金か住宅増改築補助金のいずれか1回限りとし、重複支給を制限しております。第8条は「補助金の返還」を定めております。具体的には、補助金の交付を受けた者の補助金の全部又は一部の返還を命じることができる場合について、条例施行規則第7条「補助金の返還等」に委任しております。第9条は「報告等」を定めております。補助金の交付を受けた者に対し、報告や書類の提出を求めることができることと、補助金の交付を受けた者は、それに応じなければならないことを明記しております。第10条は「その他」の事項を定めております。条例の施行に関し必要な事項を規則に委任しております。附則につきましては、条例の「施行期日」及び「有効期限」を定めております。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、4点にわたっての、それぞれ200万円かから100万円に引き下げたり、それから65歳から60歳に引き下げたりというのがあるのですけれども、この中の第4条の補助金該当者としての、規則で定める国庫補助金等により住宅を新築又は購入したものは除くと。この規則によるこの国庫補助金とはどのようなものなのか、ちょっとお示し願ひしますか。

○おじゃんせ霧島移住定住推進室長（池之平信明君）

規則の中で、第3条がございます。その1、がけ地近接等危険住宅移転事業により住宅を新築又は購入したもの。2、公共工事等に伴う移転補償により住宅を新築購入又は増改築したもの。3、損害賠償等の補てんにより住宅を新築購入又は増改築したもの。4、第3号に掲げるほか、国、県又は市の他の制度による補助等により、住宅を新築購入又は増改築したもの、と規定しております。

○委員（久保史郎君）

これまで市長も、この制度によって、Iターン・Uターンのそれぞれの成果をいつも施政方針のときにも言われるわけですけれども、今回この補助金限度額も200万円から100万円の半額というのは、非常に大きな、これまで補助を受けた人と、今後来られる方との差が出てくるわけですよ。ですから、そこら辺で今後、転入者等に及ぼす影響等は検討されなかったのかどうか。検討された経緯があれば、お示しを願ひしたいと思います。

○企画部長（川村直人君）

まず、この金額などにつきましても、様々な議論をいたしたところです。まず、移住定住のこの制度を活用してアンケートなどもさせていただきまして、この額について、多寡についての御意見なども伺わせていただきました。それから、他の自治体の制度なども参考にさせていただきました。それと、本市では、やはり、今回の分につきましては現行制度の延長というようなことで、全くの新規ということではございませんけれども、スクラップ・アンド・ビルドというような形で、全体のやはり予算的な面もございました。ですから、200万円を100万円にして、どの程度効果があるのかというようなことも検討いたしましたけれども、そういった全体の予算なども検討し、さらに、申請をされる方々は多いほうにこしたことはないわけですけれども、やはり、そこに何らかのそういった公的な助成があるということで、霧島市に移住定住を考慮していただきたいというような形につきましては、200万が100万円になったから激減するということはないのではないかというような予想の下、このような額に下げさせていただいたということでございます。

○委員（久保史郎君）

日本全国、今、こういう制度を用いて、過疎対策で取組をしているわけですけれども、霧島市においても、それぞれの住宅地と申しますか、そういう未利用のところが結構あるわけですよ。ですから、そこら辺の中山間地域の土地の安い金額でのあつせんといひましようか、というようなことは全

然検討されなかったのかどうか。地域によっては、ほとんど限りなく無料に近いような形で土地を、来られた方には提供しますよという市町村等も結構あると思うんですが、いかがですか。

○企画部長（川村直人君）

今、委員御指摘のとおり、本市が所有をしている住宅の分譲地がございます。それから、先般の一般質問でもございましたけれども、土地開発公社が保有している分譲地もございますので、そういった問い合わせなどがあれば、こういった公的なものについてもございますよという案内は当然いたしております。そして、いろいろ御相談をいただいて、また市とか土地開発公社だけではなくて、民間の方々とも連携をいたしておりますので、そういった御要望をお聞きしながら紹介はいたしているところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

今回のこの条例の大きな着眼点というのは、200万が100万になったということもありますけれども、市内からの移住定住を補助対象としたというのは、これまでの条例との大きな差だと思うんですけれども。私も、これまでの一般質問の中で、何名かの議員が、そのような提案されたのも承知をしておりますけれども、そここのところの議論、市内でのどのような議論を経た上で、また市内からの移住に対する補助を出すことが、どういう政策的な目的があるのかというようなところまで、ちょっと御紹介いただければ。

○企画部長（川村直人君）

まず私のほうから説明させていただきまして、あと課長もしくは室長のほうで説明いたします。市内間の移動ということにつきましては、本市の人口増については変わらないわけですね。ですから、例えば、交付税とかそういうものについては直接跳ね返ってきませんので、当初の目的とすれば若干違うわけです。市内間の移動の一番の大きな目的というのは、中山間地域域の活性化、そういうところが一番のやはり主な目的でございまして、中には非常に集落機能の維持というのが、高齢化、人口の減少によってできないようなところも増えてきておりますので、できるだけそういうところに、国分・隼人の市街地から移っていただきたいというような願いを込めております。それから市内には、グループ長級で構成しております政策群というのがございまして、これは市の各施策のそれぞれグループ長で構成しております。霧島市に住んでいただくためには、このまちが、やはり魅力的な住んでみたいまちでなければいけないということで、様々な分野の担当者が集まって、そこでも議論を重ねてまいりました。そのようなことから、市内間の移動、これが新築件数とかいろいろ、私たちも把握をしようとなつたんですけれども、都市計画区域外は建築確認なども要りませんので、なかなかその把握が難しく、予算的にもどの程度計上すればよいかなかなか難しかったわけですが、とにかく、今回の条例案が3年の時限立法でございまして、その間、何らかの手立てはうちたいということで発足をさせたという、そういうことでございます。

○委員（植山利博君）

このことは、大きな今回の条例の柱なんだろうと思いますけれども、ある程度の予測を立てて、4月1日からの予算に反映されているのだらうと思うんですが、これまでの実績を踏まえて、市内から市内への移住ということについて、予算措置の中ではどのような評価をされていますか。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

この新制度の補助金は全部で1,700万円計上しております。市外からの転入によるものを1,100万円。これは件数としては24件を見込んでおります。それから、市街地からの転居によるものを16件の600万円を見込んでおりますけれども、これまでの移住の実績で大体一世帯が2.5人ほどになっておりますので、標準的な2.5人を16件で掛ければ40名程度の転居になるのではないかとということで見込んでおります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

市街地から中山間地へということは、いろんな場合が考えられると思うんですけども、今回の場合だったら、60歳ということは、定年になって元の家があるところに帰ろうというときには、この適用はなしということになりますよね。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

60歳で定年を迎えられたら、それは対象外ということになります。

○委員（宮本明彦君）

ということは、今度は若い人が、実家から一回下りてきたけれども、結婚に伴って家に帰る。家の土地の隣に建てるというのは、対象になるという意味合いでよろしいですよ。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

はい。対象になります。

○委員（宮本明彦君）

例えば、中山間に住んでいて、結婚したからもう一戸家を建てようと。やっぱり隣に建てようと。それもずっと住んでいるといたら住んでいるんですけども、奥さんが来て、子供ができてっていう形にもなってきますけども、そういう場合は対象にならないということですよ。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

対象とはしておりません。と申しますのは、今も若い人はいるんですけども、どんどん若い世帯が減ったりするものですから、それを増やそうというようなことで、転居者を対象にしておりますので、今、中山間地域に住んでいらっしゃる方が、そこに家を建てようとする場合には、本補助制度の対象としておりません。

○委員（仮屋国治君）

政策を決められるのは、大変御苦労されたと思うんですけども、単純に見たときには不公平感というところを感じる人が多いんだろうと思うんです。不公平感の漂うばらまき政策と言われてもおかしくないような部分もあるんですけども、考えていかれる中で、住宅の選択理由というのに、この金額だけで動くという判断をされたところの議論というんでしょうか。私は、住宅地を選択する際は、その人たちの価値観であったり、そのようなものが一番強いんだろうという気はするんですけども、単純に考えますと、実家に帰ろうと思っていた人が、タイミング良くこの政策に乗って補助金をいただけたというだけの政策にならないかという危惧はなされなかったですか。

○企画部長（川村直人君）

私たちは、冒頭説明いたしましたけれども、この新しい制度を検討する中で、移住をされた方々、これは市内間のケースは今回が初めてですのでしておりませんけれども、移住した理由などについてお聴きをいたしております。その中で、年配の方々は余り経済的にはある程度豊かでありますので、この補助金の多寡によっては余り左右はされないというようなことも分かりました。それと、今度は逆に若い方々は、やはり少しでも多くのそういった助成制度があれば魅力的であるというようなことも分かりました。あと市内間の移動につきましては、先ほど委員のほうからもありましたけれども、同じ市内の中に住むのに、そういった中山間地域の方に優遇するというような不公平感といいますか、そういう御懸念が出るということも当然、想定はいたしているわけですが、やはり中山間地域の活性化については、先般の一般質問の中でも、いろいろ御質問がございましたけれども、なかなかこの、例えば費用対効果につきましても、この移住定住の問題についてはありますけれども、こういった中山間地域を議論するときに、当然、我々行政が政策を進めていく中ではそういった費用対効果なども重要ですが、人が少ないところについてはなかなかそういう費用対効果だけでいけば、なかなか難しい面もあるというようなことで、何とかして中山間地域の活性化につなげたい。集落の機能を維持していきたい。それが主な願いでございます。その先に、先ほど宮本委員のほうからもありましたが、そのまま中山間地にとどまるために、家を例えば新築をしたい、あるいは増改築をしたいのでその助

成もというようなことも、その先にはまたあると思います。しながら、今回、3年間の期限付きでやってみて、どういった効果が表れてくるのか。どういう工夫をしていけば、更に活用しやすい補助金になるのかですね。あるいは余り影響がなければ、これはまた見直しも当然必要だと考えておりますので、まずはやってみたいというようなことで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○副委員長（塩井川幸生君）

私も提案した一人でございますので。今、市役所の職員が、横川もなんだけど、隼人・国分に家を造る人が多くて、今日、現地調査をした山ケ野地区もそうなんですけれど、限界集落どころじゃないんですよ。何を言われるかということ、もうどうしていったらいいのか分からんと。若い人はぶんとおらんわけです。そこに、どうにかこうにか今、役所の職員が一世帯いて子供がいて、ちょっと山ケ野ウォークしたりして、どうにかこうにか土曜・日曜日子供がいるというだけでもちょっと和むというような地域になっているわけです。昔は5集落あって、学校が一つあったわけです。今、5集落で何人いるかといえば70名しかいないわけです。うちの一集落110名どころじゃないくらい減っているわけです。そういう場所に何が必要かと言ったら、定住できる若い人を望んでいるわけです。先ほど宮本委員からありましたが、中山間地に家を建てたいという人の手立てを何かしてあげないと、こちらからいくというのは今回の補助制度でいいのだけれど、市街地に流れていくのをどうにか止めないといけないわけです。そういうのは、何か考えられたことはなかったですか。

○企画部長（川村直人君）

周辺地域の人口の減少に歯止めをかける。ここにつきましては、二通りあるかと思います。今、住んでいる方の流出を止めるのが一つ。それから、移住定住者を増やすというのが一つですね。なかなかこの移住定住というの、今まで一生懸命やりましたが422名ということで、私たちとしてはこの数字に満足しているわけではございません。まだまださらに増やす努力は必要だと思っております。あと、流出をするほうの手立てはどうかということですが、当然、先ほど宮本委員のほうからございましたけれども、そうゆうところも当然、今後考えていかなければならないわけですが、やはりそこには仮屋国治委員のほうからも指摘がありましたように、不公平感とかそういうものもやはり同じ市内のことですので、出てまいります。ですから、今回の新たな制度をある程度、今回3年間なんですけれども、そこで検証して、次の段階でまたどうしていくかというのは検討はさせていただきたいと、そういうふう思っております。

○副委員長（塩井川幸生君）

仮屋委員も言いましたけれども、不公平感は横川の方もそう思います。牧園の人も思います。逆に不公平感を考えるわけです。何で減るんだと。合併して、変わらない政策でこうやりますと言って、合併してその不公平感を言ったら、上のが下に集まって、地方におる人は大変なんです。集落も機能しない、職員にサポーター制度とあって、市長はなんやかんや言うけど、ひとつもおらん。加勢にも来ん。そんなサポーターなんです、職員は。だから見たこともないんですけど。そういう、口だけで言ってもサポーターと言うだけの政策ではいけないわけです。だから現実を自分たちは見て、今日も山ケ野に行ったら、現実をしゃべられるわけですよ。それを、だから流出を止めていく方策を考えるために、私も提案したのだったけれども、費用対効果じゃなくて。私は横川を例にしますけれども、今日、永水と上之段にも行きましたけれども、全く一緒ですね。うちの地域よりこんな山もあったのかと、国分にあったのかというような所があるわけですから、やはりその不公平さでそういうところがないように目配りして、政策をしてくれないと困ると思うんです。私が一番目についたのは、職員の流出が多かったから、うちの横川もこっちに小さな四、五十坪の土地に家を建てておるんですけども、何かいい政策はないかなと思って提案したものですから、市街地に流れてこないような政策を考えていただきたいと。だから、私は100万円のつもりじゃなかかったものだから、やっぱり200万円くらいまでは助成をしないと。そして、一番高いときに造成した土地が眠っているのですよ、一

つも売れなくて。ある一部は売れていますけれども、もう一か所は全然売れない。そういうところを買うためにも、まだそれだけあったら十分かなと思ったのですが、この100万円は変えるつもりはないですか。

○企画部長（川村直人君）

この100万にした理由というのは、先ほど答弁させていただいたとおりです。この周辺地域の活性化のためには、やはり、この霧島市だけではなくて日本全国のこういった周辺の地域が、直面している問題であります。やはり高齢化、それから人口の減少というのは国全体の流れでもございますけれども、その中で、どうしていけばいいのかというのは、それぞれ自治体の事情によって様々な政策をしているわけですが、有効な政策というのはなかなか打ち出せないというのが、これはもう全国共通の現状でございます。本市としては、全国的にも非常にいい条件の移住定住の補助金制度も早くから取り組んで、今回、市内間の施策も打ち出しておりますので、私たちとしてはこれをPRして、少しでもこれを活用していただいて、周辺地域にやはり住んでいただきたいというようなことをしないと、なかなか今おっしゃったようになりませんけれども。ただ、この補助金については、きっかけにすぎないと思うんです。やはり、例えば雇用の場とか、それから学校の問題、それから商店などの問題とか、人が住む機能というのがないとなかなか大変で。昨日もある地区で自公連の会にちょっと私たちも出席したんですけれども、靴を買う店もないというような、そういうお話もされておられました。ですから、そういう日常生活に非常にこう支障をきたしているような状況もございますので、この政策をきっかけに、中山間地域のいろんな人が住むためのり条件というのの整備というのがやはり重要でございますので、そういう根本的なことを考えていかないとなかなか難しいのかなと、実感いたしております。

○副委員長（塩井川幸生君）

空き家調査は、共生協働推進課がしたのでしょうか。[「建築住宅課です」と言う声あり]部長、ぜひですね、うちの横川がスーパーが一軒しかないですけど、もうお手上げ状態でいつ閉めようかと。スーパーでさえなくなるんですよ。あとはファミマで買わないといけなくなる、そういう事態になっていますから。店が町の中から一軒なくなったら、もう右往左往するわけです。ふれあいバスで行くのももういけなくなるわけです。今、高齢者がふれあいバスに乗って、総合支所の前まで買い物に行くのだけれど、それもなくなったら大変なことですよ。だから、そこを考えて、私は一番、部長の立場から言えるのは、職員に、ちゃんとそこに在所があるんだったら、そこに家を造りなさいと。今から遅いかもわかりませんが、まず見本を見せなさいと、庁議のときにでも言ってください。

○委員（仮屋国治君）

執行機関ということでもありますけれども、この制度を市内に浸透させていくのに、どのようなことを考えておられるのかを教えてください。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

今回、新たに転居の制度を取り入れましたので、これにつきましてはまた4月に7地区で地区自治公民館長・自治会長会がございまして、そこで館長さん方、自治会長さん方にもこういう制度が始まりましたので、ぜひ、地域に呼び戻していただきたいということでお願いをしたいと思います。それから、また地域審議会とかその他の会議等もありますので、そういうところで、情報発信をしていきたいと思っております。また市報とか、できるだけそういので市民の皆様が目につくように、届くように、そういうことを今後していきたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

単なる広報だけではなくて、横川だけでなく、ほかにもいろいろあると思うんだけど、地域の魅力発信をしていかないと、勘違いされてしまうと思っておりますよ。それぞれの地域で、地域のコミュニティがどんなところだよ、どんな住みやすいところだよとか、そういうのを1年がかりでも特集を組まれてもいいから発信をして、そのいうところで呼び込む努力をされないと、この制度頭打ちになるのかなという懸念をいたしますので、要望として申し上げておきます。

○委員（植山利博君）

少し具体的にお示しをいただきたいんですけど、この第2条に用語が説明しているのですか、中山間地は市長が規則で定める地区と。本市の市街地は、本市の中山間地以外の地域ということで、中山間地と市街地という二つの色分けしかないという表現になっているわけですよね。それで補助対象の移住が、国分と隼人の市街地というふうになっていますので、ということは、国分・隼人以外の市街地も存在するんだということになりますよね、と理解するんです。ここのところをちょっと具体的にお示しをください。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

別紙資料をお配りしておりますが、これの一番下の3番なんですけれども、「本市の中山間地域（補助対象区域）」ということで、一般的に中山間地域の定義は、都市部や、平地以外の主として傾斜地や山林の多い地域のことで、平野の外縁部から山間地を指し、高齢化や過疎化で集落の維持が難しいなど課題の多い地域のことです。この条例で定める本市の中山間地域とは、都市部や平地以外の地域で、人口減少や少子高齢化などにより、地域が衰退しつつある地域を地区自治公民館または自治会単位で線引きしています。具体的には規則第2条で定める別表第1の区域のことで、補助対象区域のことであります」と。一番後ろのページをご覧ください。ここに規則で定める中山間地域ということで、区名のところに国分地区から福山地区まで。地区自治公民館で、その次に自治会名ということで、例えば、国分地区の東その山地区自治公民館におきましては、春山自治会と重久牧内自治会、ここは対象になりますよというようなふうに、こういうふうに定めているところです。

○委員長（脇元 敬君）

当然、住宅を購入してということですけども、これは別荘と言われるものも購入しても対象になるというふうに思っております。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

別荘地に、別荘としてではなくて、自宅として、住民票をちゃんと移して、そこに居住して、自治会に加入されれば、そこは別荘ではなくて主たる住居になりますので、そういう方は対象となります。

○委員長（脇元 敬君）

もともと別荘だったものという意味で今、伺ったところです。もともと別荘として建てられたものを住居として購入するというでもいいですね、ということをお伺いしたところです。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

新たに住む人がそこに住むということですので、それも対象としております。

○委員（宮本明彦君）

確認だけです。先ほど、中山間地の男性が牧園に住んでいて、嫁さんを市街地からもらうよと。それで、その時に家を建てるよといったら建てられないわけですよね、補助がないわけですよね。嫁さんになる方が牧園にいますよと。それで、男性が市街地から上がって行って、家を建てるよというときには補助金は出るということになるんですよね。

○移住定住推進室主査（西溜和幸君）

前段のほうで、御主人が牧園にいて、奥さんが市街地からという方は対象にならないとおっしゃいましたけれども、奥さんであっても、その方が世帯責任者として住宅を新築あるいは購入された場合は、奥さんでも対象になります。その逆でも対象になりますので。世帯責任者ということを経営の中です。

○委員（宮本明彦君）

補助金の支払い方法は、以前は最初に100万円払って、5年後に100万円払っていましたが、今回も最初に50万円、そして5年後に50万円ということではよろしいですか。

○共生協働推進課長（久保隆義君）

おっしゃるとおり、半分を初年度で、5年後に半分です。と申しますのは、自治会に入って、自治会活動をしてくださいねというようなこと、それと定住していただきねということを経営の中

ますので、そういうのが履行されるということで、残りを5年後に払うことにしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第10号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時16分」

「再開 午後2時18分」

△ 議案第1号 霧島市部設置条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第1号、霧島市部設置条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

それでは、議案第1号、霧島市部設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の改正は、組織のスリム化を図り、限られた職員でより効果的、効率的な行政運営を行うための組織再編の一環として、工事監査部を総務部に統合しようとするものです。さらに、今回の統合に合わせ、契約課と検査課を統合し工事契約検査課を総務部内に設置し、これまで工事監査部で行ってきた業務を引き続き行うこととしております。また、その業務の専門性を勘案し、総務部に新たに次長級の「総括工事監査監」を配置する予定としております。なお、平成23年3月に策定した「霧島市組織機構再編計画（第2次）」において、今回の部の統合につきましても目標として定めていたものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明がありました、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

まず、契約課と検査課というのは、チェックをする機能と事業を発注する機能なわけですよね。それを統合するというのが、是か非かという感覚を持ってしまいうんですけれども、その辺の議論はなかったのですか。

○企画部長（川村直人君）

この組織改正につきましては、県内の自治体をはじめ、類似団体の組織の情勢などにつきましても調べたところです。また今、委員御指摘のとおり、そういった課の配置につきましても調べておりますけれども、もともとこの工事監査部というのは、いわゆる事業課が工事をしたものをほかの課が検査をするということで、執行する部署と、それから検査をする部署が分かれておりますので、そこ辺で公正さを確保するというような形でやっております。それから、契約と検査ということですが、この辺につきましても、特に施工をする部署と検査をする部署のような、そういった相反するような形ではないと考えておりますので、同じ課でも支障はないというようなことで、判断をいたしております。

○委員（植山利博君）

これは、ちょっとこの議案と少し外れるかもしれませんが、組織機構という観点でお尋ねしますが、今度、商工観光部の中に、まちづくり調整監を設置された。これも企画部が携わったというか、企画部でこのことについても、取り扱ったという理解でいいですよね。

○企画部長（川村直人君）

企画部をはじめ、商工観光部それから建設部、それと人事担当である総務部、そういう関係部署が

一体となって検討をいたしました。目的といたしましては、一般質問でもお答えしましたように、やはり中心市街地の活性化というようなことを中心に力を入れていかなければ、霧島市の中心市街地がやはり活性化しないことには、霧島市政の発展といのはなかなか難しいというふうなこともありまして、設置を決めたところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後3時12分」

「再開 午後3時18分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

「なし」と言う声あり

ないようですので、これで議案第1号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時24分」

「再開 午後2時43分」

△ 議案第9号 霧島市暴力団排除条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第9号、霧島市暴力団排除条例の制定について、審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

議案第9号、霧島市暴力団排除条例の制定につきまして御説明いたします。本条例の制定につきましては、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって、市民等の安全で平穏な生活の確保を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、御審議方よろしく願いいたします。

○総務課長（塩川 剛君）

議案第9号、霧島市暴力団排除条例の制定につきまして御説明いたします。本条例の制定につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が平成4年に施行され、「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」が平成22年に施行されました。これを受け平成24年6月7日付け霧島警察署長より、「霧島市暴力団排除条例の制定について」依頼があり、協議・検討の結果、今定例会で条例を提案させていただくこととなりました。それでは、条例の各条項について御説明いたします。まず、第1条におきましては、霧島市民が一体となって市民生活や事業活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な社会を実現することをこの条例の目的とする旨を明確に示したものです。第2条におきましては、本条例における各用語の定義を定めたものです。第3条におきましては、暴力団が社会に悪影響を与える反社会的団体であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本としたものであります。第4条におきましては、第3条の基本理念に基づき市民等の協力を得ること及び県等との連携を図ることにより、暴力団の排除に資する情報を県に対して提供することを定めたものであります。第5条におきましては、第1項において市民の役割、第2項において事業者の役割、第3項において市民等の情報提供に関する役割を定めたものです。第6条におきましては、霧島市の事務及び事業の全般から暴力団を排除するための必要な措置を行うことについて定めたものであります。第7条におきましては、暴力団が義理かけ行事、各種興

行等暴力団の勢力の維持及び拡大につながる暴力団を利用することになる使用は、公の施設の目的等に照らしても、到底、許されるべきものではないことから、暴力団の公の施設の使用等について定めたものであります。第8条におきましては、暴力団の排除のための情報の提供などの必要な支援について、市が行うことを定めたものであります。第9条におきましては、市民等への暴力団の排除に関し知識を広め、また、意識を高めるための広報活動及び啓発活動を行うことについて定めたものであります。第10条におきましては、祭礼、花火大会、興行等の行事運営等から暴力団を排除するため、第1項及び第2項において行事主催者等の責務、第3項において市の必要な支援を定めたものであります。第11条におきましては、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項において市立の中・高等学校の生徒等に教育が行われるよう必要な措置を講ずること及び、第2項においては市内の市立以外の中・高等学校等及び青少年の育成に携わる者に対して当該教育についての支援等を行うことを定めたものであります。第12条におきましては、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止することを定めたものであります。第13条におきましては、市民等による暴力団に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものであり、第1項においては、暴力団の威力を利用する目的で利益の供与及び威力を利用したことに関しての利益の供与を、第2項においては、暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益の供与をそれぞれ禁止することを定めたものであります。第14条におきましては、本条例の施行に関し、必要な事項は別途定めることができるとしてあります。最後に附則で、本条例の施行を平成25年4月1日からとしてあります。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりましたこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（脇元 敬君）

警察署と協議をした上で、この条例の提案になっているわけですがけれども、今、霧島市内にその暴力団というような組織というか、拠点があったりということが確認されているのかどうか教えてください。

○総務課長（塩川 剛君）

23年度の実績ですけれども、鹿児島県内で小桜組系が270名、山口組系も270名、その他が50名となっております。トータル590名ということです。県内では、それから霧島警察署管内では、小桜組系13名、山口組系19名、合計32名。それから横川警察署管内で小桜組系はゼロです、山口組系が40名となっております。霧島警察署、横川警察署管内合わせまして72名ということでございます。

○委員（脇元 敬君）

今回、この条例を定めて排除のための推進をしようということですがけれども、県は平成22年に施行された条例があるということですが、県内の他市の状況はどうなっていますか。

○総務課長（塩川 剛君）

この条例につきましては、県のほうからまずモデル条例案みたいな形で出されておまして、それを各構成市町で策定いたしております。19市におきましては、ほとんどが制定済み、一部3月議会で上程といったようなものでございます。鹿児島市につきましては、安心安全まちづくり条例というのが別途すでに作ってございますので、そちらのほうで対応できるのではないかとということで、ほとんど条例を制定するという流れになっております。

○委員（植山利博君）

今の説明の中では、霧島警察署管内がそれぞれ小桜13名、山口19名、横川警察署管内で山口系が40名ということですが、この警察署管内に事務所として正式に位置付けをされているような場所があるのかどうかお尋ねしておきます。

○総務課長（塩川 剛君）

事務所の場所等については、ちょっと確認をいたしていないところでございます。

○委員（久保史郎君）

そういう暴力団関係の市民からの苦情といいますか、市民相談といいますか、それが24年度中に

は、現在までに何件かあったという事例がございますか。

○総務課長（塩川 剛君）

市に対してのそういったような苦情相談というのは、直接私どものほうでは聞いておりません。ただ、平成23年度の1年間で、霧島警察署管内で約8人が検挙されているという実態はございます。

○委員（植山利博君）

4条で、関係機関と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものであるとうたっているわけですが、今はその事務所の存在は確認していないということですが、仮にそういう事務所の設置なり看板なりが掲げられたとしたら、市としても退去を促すような、この条例を制定することによって正式な事務所の、仮にあったとして、今後できたとすればそれを退去させる、若しくはその事務所を貸し付けるとか、いろんな関係が出てくると思うんですけど、そういうものを拒ませる、そういう対応を取れるのかどうか、その辺はどのようにお考えですか。

○総務課長（塩川 剛君）

この条例の中で、関係機関と連携を図りながら、ということになっております。関係機関といわずと県の知事部局、県の公安といったような所になろうかと思えます。まず、そういった所と連携を図りながら、鹿児島市で暴力団の事件がございましたけれども、ああいったようなこと等で市民の方々のそういう排除の運動等がございましたけれども、そういったこと等で市民の方々のそういう排除の運動等がございましたけれども、そういったような運動へ発展していくような施策といえますか、そういったのを関係機関と連携しながら協議していくということになろうかと思えます。

○委員（脇元 敬君）

これまでに、霧島市になってからですが、この暴力団と言われる反社会団体というようなところから悪影響を与えられた、若しくは何か妨害があったというようなことはあったりしたんですか。

○総務課長（塩川 剛君）

行政運営に直接、その政策等に影響を与えるような、そういう事例というのはないんですけども。例えば暴力団の方なのかちょっと分かりませんが、そういう紛いの方々、徴収とか、そういった時にいろいろこうトラブルがあるという話は聞いているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

まず、第5条第3項の後ろのほうに、市及び関係機関等に対し当該情報を提供すると。市の窓口といたるところになりますでしょうか。

○総務課長（塩川 剛君）

総務課になります。

○委員（宮本明彦君）

第4条の第2項、市は県に対し当該情報を提供することとすると。県に対しということですね。第5条の3、ここは、市民等は、市及び関係機関等に対し情報提供すること、となっているんですけども。市は県に対してのみ、市民は市と関係機関へという、どうも市民のほう、また余計に連絡先があるようにも思うんですけども。市のほうは県と関係機関にというのは、先ほど公安と知事部局とありましたけれども、含まないということなんですか。

○委員長（常盤信一君）

質問の趣旨は分かりましたか。

○委員（宮本明彦君）

第4条の2項のところ、市は県に対し当該情報を提供すると。県だけにすればいいというふうな形ですが、第5条の3、市民等は市及び関係機関等に対し当該情報を提供すると。市のほうは県だけでいいのか。当該機関には連絡しなくていいのかっていう意味なんですか。

○総務課長（塩川 剛君）

第4条第2項の中で、県に対しというふうになっております。ここでいう県とは知事部局、県教育委員会、県公安委員会これは警察を含むなど、県の執行機関のすべてをいう、ということになってお

ります。第5条第3項で、霧島市民は、霧島市に対してその情報を、その他関係機関といいますのが、鹿児島県その他の市町村、暴追センター等といったような所でございます。

○委員（宮本明彦君）

もうちょっと明らかにしたほうがいいのかなんていうのは気になります。それともう一つ、第10条の（2）なんですけれども、10号に該当する者を除くとカッコ書きで書いてありますよね。第10条の（2）最後のほうに。これがちょっとどういう意味を表すのか教えていただけますか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

「休憩 午後3時00分」

「再開 午後3時04分」

○委員長（常盤信一君）

会議を再開します。先ほどの質疑に対しての答弁をお願いします。

○総務課長（塩川 剛君）

10条第1項第2号で次号に該当するものを除くとしているものについては、第3号で露天を出すの屋さん方等の中に暴力団員が運営するもの、そうでないものを明確に区別したものでございます。

○委員（植山利博君）

先ほど市内にいる団員の数は示されたんですけども、例えば氏名とか住所とかいうものも分かっておられるのですか。いわゆる指定暴力団といわれる団体だろうと思うんですけども、指定暴力団に加入されている方々のお名前とか住所とか、そういうものは警察なり、市なりは把握されているものなのですか。

○総務課長（塩川 剛君）

市のほうでは把握しておりません。警察のほうでそういった情報は把握されていると思います。市のほうでそういう情報が必要な場合には、また警察のほうに照会等をおかけするというような作業になるかと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○総務課長（塩川 剛君）

先ほど申しました照会というのも、この条例を作ることによって、可能になるというようなことでございます。

○委員（植山利博君）

私がお尋ねしたのはそういうことです。この条例を作ることによって排除をしますよと、市としては毅然とした態度をとって排除をしますよというわけですから。先ほど言われたように、徴収に行ったらそれらしき人とトラブルがあるというような事例があるということです。やはりそれは警察、そういう関係機関と連携を取りながら、市もしっかりとした情報を持っていて、その中で対応をしていくということは求められるのだらうと思いますから。その辺の情報をしっかりと、今後は、この条例を制定した上は共有すべきではないかと思うんですけど、今後の対応については、場面場面でということじゃなくて、この条例を制定した上で、しっかり協議をしながら情報共有をされるという考えはないんですか。

○総務課長（塩川 剛君）

第6条で、市の事務及び事業における措置ということで、ここに書いてありますことは、この規定を根拠にいたしまして、各警察署と協定、申し合わせ、これを一つ締結するだけですべての事務事業から排除のための紹介ができるようになっているところでございます。こういうところを活用していきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第9号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後3時08分」

「再開 午後3時09分」

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第17号、陳情書川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について審査をいたします。この陳情につきましては、平成24年12月の定例会時の審査が衆議院議員総選挙の前で、その際、原発もいろいろ争点になっているということで、その状況から見て結論を出すという意見もあり、継続審査となっております。またその後、国のほうで政権交代等が行われたところです。ただいまから自由討議といたしますが、今までの経過も踏まえて、委員の皆様方から御意見があればお願いをいたします。

○委員（久保史郎君）

私どももこの委員会での中止を求める意見書が出されまして、だいぶ審議をしてきたわけですが、実質的には国のエネルギー政策、それなんかも太陽光に非常に大きく舵は切っているところですが、今、急にそれをここにあるように、総体的に東北の大震災を踏まえた後の福島原発の内容等で、原発が絶対的なものではないということは十分認識をし、国あるいは県もそういう方向性の中で、代替エネルギーを今後どうやって、早急に国民の生活に影響を与えないようにということをございますので、内容的にいけば、私は別に採択であっても不採択であっても構わないと思うんですが、実質的に薩摩川内市あるいはその関係市町がいろいろこれまでも審査をされた中でも、いろいろ分かれているようであります。今後は、国が新しく原子力規制委員会を作って、その中で対応していくと思いますので、あえてこれを採択して、このままほおっておくよりも私はもう不採択でもよろしいんじゃないかと、このような結論を持っております。

○委員（植山利博君）

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、地元中の地元の川内議会の状況はどのようになっているのか。事務局で分かっていますか。

○委員長（常盤信一君）

調査させますので、暫時休憩します。

「休憩 午後3時12分」

「再開 午後3時17分」

○委員長（常盤信一君）

再開をいたします。先ほど御質問があった薩摩川内市の状況について、事務局から報告をしてください。

○書記（宮永幸一君）

薩摩川内議会のほうに確認をいたしましたところ、昨年の市議会議員選挙の改正に伴いまして、陳情につきましては、審査未了ということで処理がなされております。現状で言えば、新たに再稼働反対の陳情は、1件の受付があるようでございますけど、まだ上程をされていない状況でございます。

○委員長（常盤信一君）

薩摩川内市の状況はそういうことです。それから先だつての資料等でも、県下各状況が出された問題。それから県は継続だということでもありますし。国も政権の交代もあり、様々な自然エネルギーの導入等も含めて努力はされておるものの、今、審議をこれからもさらにされるという状況がある中ではございますが、そういう状況を踏まえて、皆さん方のほうから御意見がございましたら、どうぞ。

○委員（植山利博君）

他市の状況を見ますと、採択、不採択いろいろあるようです。継続審査のところもあって、薩摩川内市そのものが、先ほど聞いたとおりのことでもありますので、私どもも東京まで行って、いろいろ確認をさせてもらったり、勉強をさせてもらいましたけれども、しばらくの間、まだ引き続き継続審査としていただければなど、私は個人的には思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

今、継続というご意見がございましたがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、ほかになければ以上で自由討議を終わります。

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

議案処理に入る前にこれで今回付託された議案6件に係る自由討議を行いたいと思います。御意見のある方は、議案順に御発言をお願いしたいと思います。まずは議案第1号についてございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということで、次に行きます。議案第9号についてございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、次に行きます。議案第10号について、何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということです。次に行きます。議案第23号から25号までについて何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないという御意見ですので、これで議案6件に係る自由討議を終わります。

△ 議案第1号 霧島市部設置条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

それでは、これより議案処理に入ります。まず、議案第1号、霧島市部設置条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第1号について、原案のどおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については全会一致で原案のどおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第9号 霧島市暴力団排除条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第9号、霧島市暴力団排除条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第10号 霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第10号、霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第23号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論に入ります。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第23号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 24 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 25 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第 25 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発の増設計画の中止などを求める意見書の採決について）

○委員長（常盤信一君）

次に陳情処理に入ります。陳情第 17 号陳情書、川内原発の増設計画の中止などを求める意見書の採決について、討論に入る前にこの審査を継続あるいは、採決あるいは継続にするかをお諮りいたしますが、先ほど自由討議の中で出されました継続というご意見がございましたが、特にございましたら、意見を求めます。ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、陳情第 17 号陳情書、川内原発の増設の中止などを求める意見書の採決については、討論に入る前にこの継続審査ということで確認をさせていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしということで継続審査と決定をいたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

以上で本日の審査はすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点がございましたら発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

議案第 9 号、霧島市暴力団排除条例の制定についてでありますけれども、全会一致で条例制定については、賛成で当委員会としての意思表示ができたわけですが、この本条例を制定する以上は、この条例の持つ目的を達成できるように、本市から暴力団の排除をし、市民の安全で平穏な生活が確保できるという目的に沿った施策をしっかりと進めていただいて、この条例の初期の目的を果たすように取り組んでいただきたいということを付け加えさせていただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかに付け加える点ございませんか。

○委員（久保史郎君）

私は、議案第 23 号、24 号、25 号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、それぞれが、25 年度から 26 年度あるいは 26 年度から 28 年度、26 年度から 29 年度にかけての、それぞれの事業が計画されているわけでございますけれども、それぞれの事業に対しては、年度末の事業などにならないように早目の発注をして、早期の工事完成を強く当局には求めたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

議案第 10 号、霧島市中山間地活性化のための移住定住促進に対する条例の制定についてという点です。委員会の中でもありましたけれども、やはり住んでみたいという意味での施策であったり、やはり若者が残るための施策であったり、まずは移住定住がこれは市になっていますけれども、その周辺のほんとに住んでみたいと、住みたいというまちづくりになるような施策についても、同様に進めていただくよう意見書への追加をお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにご覧いませんか。

○委員（塩井川幸生君）

議案第 10 号について、とにかく市民に分かりやすく広報周知徹底できますように、執行部の努力をお願いしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

今、4 人の方からそれぞれ出されましたが、委員長報告に付け加えるという点で、報告の中身については委員長に御一任をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査について、これまでどおり項目を、総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について、及び選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務についてとし、議長に提出することによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今後の所管事務調査の具体的な調査事項については、今、御意見があれば出してください。

○書記（宮永幸一君）

所管事務調査についてですけれども、今定例会中に、来週、3 月 13 日の水曜日午後 2 時から、後期基本計画の素案に係る所管事務調査をすることになっておりますので、またお集まりください。よろしくをお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

それでは 13 日のことについては、午後 2 時からということですので、よろしくをお願いいたします。ほかになれば日程等その他これ以外に、13 日以降に何か御意見等がある、あるいは日程的な御意見も含めて、あればまた調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3 時 3 3 分」

「再開 午後 3 時 3 5 分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き再開します。それでは、休憩中に先ほど意見が出されましたが、行政視察の件に

つきましては、御意見がありました5月中旬頃を目途に副委員長、事務局と相談をして決めさせていきたいと思しますので御理解をください。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかになければ、以上で総務常任会を散会いたします。

「散会 午後3時36分」